基本計画（案）

※本資料は内容確認用の文章案です。計画書（冊子）では、写真やイラスト等を用いてレイアウト・デザインを整える予定です。

基本目標１　まちづくり分野１-１　子育て

保健医療課・こども課

子育ての“いま”

こどもの権利の認知度向上　①

中学生調査：43.0%

こどもの権利に関する認知や理解が、こども達自身も含め社会的に十分浸透していない現状があります。そのため、こどもの権利について誰もが知っている状況を実現するために、さらなる普及啓発に努めていく必要があります。

保育・学童施設の老朽化対策　②

経過年数最大47年～49年

保育所などの施設の老朽化と人口減少が進んでおり、施設の統廃合や大規模修繕等が必要となっており、人口に対する施設の適正規模と安全性を両立した保育環境の整備を、計画的に進めていく必要があります。

安全に遊べる場の確保　③

充実を求める声　約90%

こどもや親子で遊べる場が少ないという声が多く寄せられており、他市町村へ行かなくても、こどもたちが楽しく安全に遊ぶことができる場や、親子で集える場の整備が求められています。

経済的負担の軽減　③

充実を求める声　82%～83%

子育て世帯から、さらなる経済的支援を希望する声が寄せられています。子育て世代が安心して子育てに専念できるよう、経済的支援の拡充とそれを継続していく仕組みが必要です。

３歳未満児保育の受入拡充　②

入園調整継続　13件 → 15件

３歳未満児の途中入園において、希望する保育園に入園できない場合があることが現状の課題となっています。女性の就業率向上に伴う３歳未満児保育の需要増加や、多様化する保育ニーズに対応するため、民間活力を導入した施設整備、保育士の確保、および保育士等のスキルアップに力を入れる必要があります。

学童保育所の登録率　②

登録率　26.4% → 31.7%

放課後の居場所（学童保育所等）に対する需要は高まり続けている一方で、支援員の高齢化や担い手不足が懸念されています。今後は多様な主体と連携し、支援員の処遇改善や人材確保、専門性の向上を図ることで、児童一人ひとりの成長を支える持続可能で質の高い子育て支援体制を構築する必要があります。

少子化・出生数減少への対策　④

出生数　R2年：297人 → R7年：158人

出生数が年々減少している状況にあります。こどもを望む人に対して不妊・不育症治療費の支援を行うとともに、妊娠前からの健康づくり（プレコンセプションケア）についての普及啓発を図る必要があります。

市内分娩ゼロへの緊急対応　④

市内分娩数　R5年度：87件 → R7年度：0件

村上総合病院の分娩取扱休止に伴い市外で出産せざるを得ない状況となっており、さらに小児科医師の不足と偏在も顕著になっています。この現状に対し、妊娠から産後まで切れ目ない相談支援の強化を図るとともに、妊産婦の精神的・経済的負担の軽減を図る必要があります。

産前産後の不安・孤立解消　④

母親の不調・不安感　R7年度：ｋ%

出産や育児への不安や孤立感を抱いている人がいます。こうした妊産婦や子育て世帯の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、妊娠から産後まで切れ目のない相談支援を強化していく必要があります。

特性のあるこどもへの支援　④

育てにくさを感じている人　R7年度：15.1%

精神発達や情緒行動に特性があるこどもへの支援が求められています。特性があるこどもとその保護者を適切に支えていくために、関係機関との連携体制づくりをより一層進めていく必要があります。

※各項目の丸数字（①、②…）は、対応する「チャレンジ１、２…」を示しています。

将来に向けた チャレンジ

チャレンジ１　こどもの権利の啓発

- こどもの意見を取り入れながら「こども条例」制定に向けた検討を関係機関と連携して進めます。
- 広報（市報やチラシ配布）などを利用して、こどもの権利の普及啓発に努めます。

チャレンジ２　保育環境の整備・改善

- 将来を見据えた施設の適正規模化のため、保育施設の統廃合や改修、民間による整備・運営を推進します。
- ３歳未満児保育の受入拡充に向け、民間活力の導入や保育士資格取得支援等の就業支援を行い、人材の長期的確保と質の向上に取り組みます。
- 放課後児童支援員の報酬水準適正化や継続勤務の評価、療育向上研修の実施を検討し、持続可能な運営体制を構築します。

チャレンジ３　子育てを応援する環境づくり

- こどもや親子が安全に遊べる場を整備し、地域団体等と連携したイベント等を実施して子育て環境の充実を図ります。
- 子育てに係る経済的負担の軽減を図り、若い世代の安心とこどもの健やかな成長を支援します。

チャレンジ４　母子保健事業の充実

- プレコンセプションケアの普及啓発や、こどもを望む人への経済的負担軽減を含めた医療支援を行います。
- 妊婦情報事前登録や妊産婦健診・分娩に係る交通費・宿泊費の助成、産後ケア事業や相談支援により、精神的・経済的負担を軽減します。
- ICTを活用した相談体制の強化、乳幼児健診の体制整備と内容充実を図り、関係機関との連携による切れ目のない支援を推進します。

関連する個別計画

- 村上市こども計画
- 村上市保育園等施設整備計画
- 健康むらかみ２１計画・村上市食育推進計画
- 村上市歯科保健計画
- 村上市自殺対策行動計画

令和13年度に 目指す姿

**こどもの権利が擁護され、誰もが安心して産み育て、
その幸せが未来へと続くまち**

- こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指します。
- 多様な保育ニーズに対応するため、民間サービスの導入や専門人材の確保・育成などにより、保育環境整備とサービスの充実に努めます。
- こどもたちや親子で安全に遊べる施設の整備や、子育てに係る負担軽減など、多方面から子育てを支援し、安心できる子育て環境をつくります。
- 産前産後の不安解消と子育て支援の充実を図り、関係機関との連携のもと、安心してこどもを産み育てることができるまちづくりに取り組みます。

↓ ※この姿が実現すると

市民の実感

- 地域全体で子供の権利を守り、皆が伸び伸びと幸せに暮らしている
- 市内に親子で楽しく安全に集える遊び場が整っている
- 経済的負担が減り、若い世代も安心して子供を産み育てられる
- 保育園等の体制が整い、多様な働き方でも安心して預けられる
- 妊娠から産後まで切れ目のない支援があり孤立せず安心して暮らせる

将来の 目標

		現状値（R7）	目標値（R13）
目標1	こどもの権利の認知度	43.0%(R6)	60.0%
目標2	現在の保育の質について満足している割合	91.1%(R6)	向上させる
目標3	この地域で子育てしたいと思う親の割合	89.7%	向上させる
目標4	週20時間以上勤務する放課後児童支援員等のうち、従事資格を有する者の割合	48.2%	57.0%

将来に向けて みんなで できること

尊重する たとえば…
こどもの権利に関心を持ち、家庭や地域社会でこどもたちの意見や尊厳を大切にする。

見守る たとえば…
こどもや親子が屋外などで楽しく安全に遊べるよう、地域全体であたたかい見守りや声掛けを行う。

協力する たとえば…
放課後児童クラブ（学童保育）の活動や地域の育児イベントなど、子育て支援活動に積極的に協力する。

助け合う たとえば…
身近な妊産婦や子育て世帯の不安・孤立に気づき、日頃から近隣での声掛けや助け合いを心がける。

基本計画（案）

※本資料は内容確認用の文章案です。計画書（冊子）では、写真やイラスト等を用いてレイアウト・デザインを整える予定です。

基本目標１　まちづくり分野１-２　健康・医療

保健医療課

健康・医療の“いま”

医師・看護師不足と高齢化の進行　①

村上総合病院常勤医師数　R3.4末:26人 → R7.4末:17人

近隣市の大規模病院への医師集約化や基幹病院である村上総合病院での常勤医師数減少、医師の高齢化に加え、看護師不足が顕著になっている現状から、医師の確保と、看護師不足解消に向けた施策の構築が急務です。

生活習慣病の増加と健康無関心層へのアプローチ　②

死因順位(R5年度)　１位 がん　２位 老衰　３位 心疾患

主な死因ががんや循環器系疾患であり、糖尿病の医療費が最も高く一人当たりの医療費の増加が見込まれる中、健康づくりへのアプローチ手法が課題となっています。また、健康寿命の延伸のため、疾病予防と介護予防の一体的な実施が必要です。

特定健康診査及びがん検診の受診率低迷　②

特定健康診査受診率　R4年度:46.5% → R6年度:47.9%

生活習慣病予防に重要な特定健康診査の受診率が国の目標値に達しておらず、がん検診の受診率も微減傾向にあるため、疾病の早期発見・治療に向けた各種健（検）診の受診率向上に積極的に取り組む必要があります。

国や県を上回る自殺死亡率　③

自殺死亡率（人口10万人対）　市 R5:17.9 → R7:29.9　県 R5:19.8 → R7:19.7

自殺死亡率が国や県を上回り、毎年10人以上の方が亡くなっている現状を踏まえ、本市の特徴である高齢者や生活困窮者、勤務問題に関する自殺対策を重点的に行う必要があります。

歯周炎予防と歯の健康に対する意識向上　④

40歳以上の歯周炎を有する人の割合　R4年度:58.9% → R6年度:58.3%

40歳以上の歯周炎を有する人の割合が市の目標値に達していないことから、全身の健康に関連する歯・口腔の健康を守るため、幼少期からの歯磨き指導やフッ化物利用による歯質強化、そしてかかりつけ歯科医による定期健診の重要性の周知が必要です。

※各項目の丸数字（①、②…）は、対応する「チャレンジ１、２…」を示しています。

将来に向けた チャレンジ

チャレンジ１　地域医療提供体制の確保

- 県と連携して医師の確保を図るとともに、看護師不足の解消に向けて、各病院の現場の意見を伺い、看護師確保策について検討し、医療職を志す方に選ばれる環境づくりを推進します。
- 将来を見据えた地域医療に対する正しい理解を得るための周知に努めます。
- 地域の基幹病院である村上総合病院に対して必要な支援を行います。

チャレンジ２　生活習慣病等の発症及び重症化の予防

- 生活習慣病の発症予防のため、生活習慣の改善や運動習慣の定着に向け、総合型スポーツクラブや商工会等と連携し、健康づくりに関する情報を発信します。
- 糖尿病や循環器疾患等の重症化を予防するため、健診結果やレセプトデータを活用した保健指導を実施します。
- 受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療につなげるため、人間ドックの費用助成やセット健診など、各種健(検)診の効率的な受診体制整備に努めます。
- ICTを活用した健康づくりの主体的な行動を促進するための取り組みを進めます。
- 介護予防やフレイル対策として、多くの人が集まる通いの場での知識の普及や骨粗しょう症の早期発見、状況に応じた受診勧奨、介護予防サービスの周知等を行います。

チャレンジ３　自殺対策の推進

- 健康相談や健康教育等を通じ、住民同士の自然な見守りを促進し、悩みを抱える方が孤立することなく、早期に適切な相談機関へつなげるように取り組みます。
- ホームページやSNS等を活用し、幅広い世代や様々な環境に置かれている人に向けて相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動を行います。
- 生きづらさを抱えた人や自殺のハイリスク者に対して、福祉課・介護高齢課・こども課・学校教育課などの関係課や関係機関と重層支援体制整備事業により、ネットワークを構築し、連携して支援を行います。

チャレンジ４　歯と口腔の健康増進

- 幼児期からの歯磨き指導やフッ化物利用による歯質強化を推進します。
- 「歯のたより」の活用や、保育園等の「お口健康教室」への保護者の参加を促進し、定期的な健診やかかりつけ歯科医の重要性についての啓発に努めます。
- 口腔環境が全身の健康に与える影響について、正しい知識の普及に努めます。

関連する個別計画

・健康むらかみ２１計画・村上市食育推進計画
・村上市歯科保健計画
・村上市自殺対策行動計画
・国民健康保険データヘルス計画
・特定健康診査・特定保健指導実施計画

令和13年度に 目指す姿

地域医療体制を維持し、市民が主体的に
こころと体の健康づくりに取り組めるまち

● 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、こころと体の健康づくりを推進するとともに、地域医療提供体制の確保を図ります。

↓ ※この姿が実現すると

市民の実感

- 医師や看護師が確保され、必要な医療を受けることができる
- 健康づくりのための情報・機会が身近にあり、主体的に取り組めている
- 健診の受診環境が整い、病気の早期発見と重症化予防ができている
- こころの悩みを感じたとき、相談することができる
- 生涯を通じて歯の健康が保たれ、美味しく食事を楽しめる

将来の 目標

		現状値（R7）	目標値（R13）
目標1	医学生修学資金貸与事業（地域枠制度含む）の貸与者数	５人	９人
目標2	特定健康診査受診率	47.9%（※R6）	55.0%
目標3	自殺死亡率	29.9	12.5 以下
目標4	40 歳以上における歯周炎を有する者の割合	58.3%（※R6）	49.0%

将来に向けて みんなで できること

受ける たとえば…
自らの生活習慣を見直し、健康寿命を延ばすために特定健康診査や各種がん検診を毎年必ず受診する。

気づく たとえば…
身近な人のこころの変化に気づき、悩みを抱える人を適切な相談窓口につなぐ見守りを行う。

保つ たとえば…
幼少期からの正しい歯磨きや規則正しい食生活を家庭で実践し、かかりつけ歯科医で定期的に健診を受ける。

支える たとえば…
正しい医療の受け方を理解し、医療資源を守るための適正受診を心がける。

基本計画（案）

※本資料は内容確認用の文章案です。計画書（冊子）では、写真やイラスト等を用いてレイアウト・デザインを整える予定です。

基本目標１　まちづくり分野１-３　高齢者福祉

介護高齢課

高齢者福祉の“いま”

高齢単身世帯の増加と地域共助　①

世帯数・高齢化率　R5:40.3%(7,958世帯) → R7:41.1%(8,149世帯)

高齢化の進行に伴い一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しているため、自治会を単位とした地域防災や住民同士で安全を確保し助け合う「互助」の仕組みづくりを平時から進めていくことが求められています。

通いの場減少と健康寿命の延伸　②

参加率　R3.3(8期介護保険事業計画策定時):12.3% → R6.3(9期介護保険事業計画策定時):9.9%

健康維持に欠かせない高齢者の通いの場への参加率が低下しているため、疾病の早期発見・治療といった保健事業と介護予防を一体的に推進し、元気な高齢者を増やして健康寿命を延ばす必要があります。

認知症・困窮高齢者への支援体制　③

身寄りがなく市で火葬した件数　R5年度:2件 → R7年度:5件

認知症や身寄りのない支援を要する高齢者が増えているため、誰もが当事者になり得るという認識のもと、尊厳を保ちながら地域全体で安心して暮らし続けられる見守り体制の構築が必要です。

軽度認定者の増加と社会参加の促進　④

要介護認定者の中の軽度者　R5.3月末:1,764人 → R7.3月末:1,965人

要支援や要介護1といった軽度認定者が増加傾向にあるため、ボランティアや趣味の活動などの社会参加を促すことで生きがいを作り、自立支援や状態の重症化防止、健康維持につなげることが重要です。

給付費増加に伴う計画的な施設整備　④

介護給付費　R4年度:746,403万円 → R6年度:771,734万円

高齢化に伴う要介護認定者の増加により介護給付費が年々膨らんでいるため、市民の細かな福祉ニーズや将来の需給予測を的確に見極めながら、無駄のない計画的な施設整備とサービス提供が求められます。

介護人材不足と職場環境の改善　④

廃止した事業所　R5年度:0事業所 → R7年度:3事業所

介護現場を支える有資格者などの人材不足により事業所の廃止も起きているため、資格取得のための支援を強化するとともに、介護職の魅力発信や処遇改善を進め、離職防止と新規雇用の確保を図る必要があります。

※各項目の丸数字（①、②…）は、対応する「チャレンジ 1、2…」を示しています。

将来に向けた チャレンジ

チャレンジ１　地域における支え合いの仕組みづくりの推進

- 町内会、地域防災組織の活動などを通して、高齢者の安全を確保する体制づくりや互近所ささえ～る隊会議による地域の支え合いの仕組み作りを推進して、地域で暮らしをサポートしていく気運を高める取り組みを進めます。
- 生活支援コーディネーターを配置して、地域資源の把握及びネットワーク化を推進します。
- 住民主体による生活支援（買い物支援、外出支援等）の創出・育成を支援して、多様な生活ニーズに対応する体制の整備を図ります。

チャレンジ２　高齢者の健康づくりと社会参加の促進

- 青壮年期から引き続き健康づくりなどの保健事業と介護予防施策を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 高齢者の知識や経験を活かした学習活動やボランティア活動を推進するとともに、参加者の社会貢献にもつながる老人クラブやシルバー人材センターへの支援により、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促進します。

チャレンジ３　認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

- 認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。
- 認知症に対する正しい知識の促進を図るため、認知症サポーター養成講座の実施等による普及啓発を推進し、地域全体で認知症の人とその家族を支える意識の醸成に取り組みます。
- 認知症の予防について、運動、栄養、社会参加を基本とした介護予防事業を推進するとともに、フレイル予防との一体的な取り組みを強化します。
- 地域包括ケアシステムの深化を図り、医療、介護、福祉、地域住民等の多様な主体が連携した見守り体制の強化を推進します。
- 認知症によって判断能力が低下した人の権利・財産を守るため、成年後見制度の普及啓発や相談体制の充実を図るとともに、市民後見人の養成・育成とバックアップ体制の整備を進め、支援を必要とする人が安心して制度を利用できる体制づくりに取り組みます。

チャレンジ４　高齢者福祉・介護サービスの充実・強化

- 市民のニーズや将来の需給状況を的確に把握しながら、計画的な施設整備を進めます。
- 介護職員等に対する資格取得支援や介護職場の魅力発信などにより、介護人材の確保を強化するとともに、関係機関と連携して介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、買い物支援や外出支援、緊急通報システムによる見守りなど、生活支援サービスを提供します。
- 利用者の多様なニーズに対応するため、時代に即した高齢者福祉サービスの内容の見直しや改善を行います。
- ケアプラン点検や地域ケア個別会議の開催、医療情報との突合を行い、自立支援を目指した介護サービスの質の向上を図ります。

関連する個別計画

・地域福祉計画
・健康むらかみ21計画
・介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画

令和13年度に 目指す姿

高齢になっても認知症になっても、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち

● 行政だけでなく、住民や地域、関係機関などが主体的に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実と地域ぐるみの生活支援体制づくりを進めます。

↓ ※この姿が実現すると

市民の実感

- 高齢者のみの世帯などでも見守り体制が整い、安心して暮らせる
- 認知症になっても、尊厳を保ち住み慣れた地域で暮らしている
- 通いの場や活動を通じ、社会参加と健康維持が両立できている
- 状況にあった質の高い高齢者福祉や介護サービスが受けられる
- 判断能力が低下しても権利が擁護され安心して暮らせる

将来の 目標

		現状値（R7）	目標値（R13）
目標1	通いの場や生活支援に取り組む自治会の割合	50.0%	52.0%
目標2	新規要介護・要支援認定者の平均年齢	83.2 歳	84.0 歳
目標3	健康づくりに取り組む高齢者の数（歩こう村上プロジェクト走路免除申請者数）	615 人	700 人
目標4	認知症サポーター数	7,593 人	8,500 人
目標5	市民後見人数	1 人	6 人

将来に向けて みんなで できること

見守る たとえば…
自治会や地域防災組織が取り組む見守り活動に進んで参加し、近所の高齢者の異変の早期発見に努める。

集う たとえば…
高齢者の通いの場や老人クラブ、シルバー人材センターなどの活動に積極的に加わり、仲間づくりや生きがいづくりを広げる。

支える たとえば…
認知症サポーター養成講座などを受講し、認知症に対する正しい知識を持って地域で当事者や家族を温かく支える。

助け合う たとえば…
高齢者の買い物や外出など、日常生活のちょっとした困りごとに対して、地域でできる範囲の助け合い（互助）を実践する。

基本計画（案）

※本資料は内容確認用の文章案です。計画書（冊子）では、写真やイラスト等を用いてレイアウト・デザインを整える予定です。

基本目標１　まちづくり分野１-４　障がい者福祉

福祉課

障がい者福祉の“いま”

総合相談と権利擁護・家族支援　①

相談支援事業実績　R5:4,008件 → R7:3,986件

計画相談支援利用者数　R5:824人 → R7:955人

基幹相談支援センターを中心とした相談体制の充実に努めていますが、精神障がい等の複合ニーズや家族への支援、権利擁護、差別解消、虐待防止といった多様な課題に一体的かつ総合的に対応する体制強化が必要です。

障がい児への切れ目のない支援　①

児童発達支援利用者数　R5:125人　R7:149人

発達特性や障がい児への支援体制充実に努める中、早期発見から成長段階に応じた切れ目のない継続的支援を可能にするため、教育や医療などの関係機関が緊密に連携した適切な体制づくりが求められています。

地域生活への移行と定着支援　②

グループホーム利用者数　R5:72人　R7:81人

障がい者の地域生活への移行や定着に向けた支援体制の整備が進む一方、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、グループホーム等の居住支援や、地域包括支援のネットワーク構築が必要です。

多様化する雇用・就労支援　③

就労継続支援等の利用者数　R5:328人 → R7:391人

就労定着支援利用者数　R5:7人 → R7:27人

一般就労への移行者数　R5:8人 → R7:7人(見込)

就労ニーズや支援制度が多様化する中で関係機関との連携を進めていますが、障がい者のさらなる雇用の拡大や、本人の労働意欲や希望・適性に応じた就労・職場定着の支援体制を一層充実させる必要があります。

※各項目の丸数字（①、②…）は、対応する「チャレンジ 1、2…」を示しています。

将来に向けた チャレンジ

チャレンジ１　障がい者（児）の支援体制の充実

- 村上市障がい者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、医療機関、子育て、教育、介護、就労関係機関等との連携を強化し、障がい者や家族が複合的な課題を抱える場合にも、必要な支援につながる体制づくりを進めます。
- 障がいの早期発見から療育、就学、進学、就労、地域生活まで、成長段階や生活状況に応じた切れ目ない支援を行うため、保健、福祉、教育、医療等の関係機関との情報共有と連携を図ります。
- 障がい者がいる家庭が孤立しないよう、相談支援専門員、医療機関、教育機関、子育て支援、介護関係機関と連携し、本人と家族を一体的に支える相談支援体制の充実に努めます。
- 障がい児の健やかな成長と発達を支えるため、児童発達支援センターを中核とした障がい児支援体制の整備を進めます。

チャレンジ２　障がい者に対応した地域包括支援の推進

- 障害者総合支援法に基づくグループホームなどの障がい者の地域生活を支援するため、居住支援サービスの確保に努めます。
- 障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるように、障がい者に対応した地域包括支援の構築を目指します。また、重度障がい者が安心して暮らせるよう支援します。
- 障がい者が、支援を受けるだけでなく、地域の一員として社会参加やまちづくりに関わることができるよう、関係機関や地域団体等と連携しながら参加機会の確保に努めます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡きあと」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応などの必要な機能を備えるために設置した地域生活支援拠点を周知していきます。
- 障害者雇用促進法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法について、市民への周知活動を行い、障がい者の権利擁護に努めます。

チャレンジ３　障がい者の雇用・就労の支援

- 障がい者雇用推進企業ネットワーク「すずな」を活用した情報交換や研修等を行い、障害者雇用の促進と定着を図ります。
- 行政機関、教育機関、ハローワーク、企業、支援事業所等が連携し、障がい者の希望や適性に応じた就労支援、職場実習、雇用促進、職場定着に向けた支援を進めます。
- 就労継続支援など障がい福祉サービスの強化を図ります。
- 毎年度ごとに障害者就労施設などからの物品などの調達方針を示し、調達の一層の推進を図り、もって障害者就労施設などで就労する障がい者の自立の促進に取り組みます。

関連する個別計画

・村上市障がい者計画
・村上市障がい者福祉計画
・村上市障がい児福祉計画

令和13年度に 目指す姿

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らし、働き、地域に参加できる支え合いのまち

- 障がい者（児）の多様なニーズに対応するため相談支援体制を充実するとともに、関係機関と連携を図りながら適切な支援が受けられるよう体制づくりに努めます。
- 障がい者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援の構築を目指すとともに、雇用の促進、就労支援に取り組みます。

↓ ※この姿が実現すると

市民の実感

- 障がいの有無に関わらず、安心して暮らし地域に参加できる
- 発達障がい等の子供が、早期から切れ目のない支援が受けられる
- 居住支援等の体制が充実し、住み慣れた地域で生活できる
- 本人の希望に応じた就労の場があり、サポートも充実している
- 親亡き後も見据えた支援拠点が整備され、安心して生活できる

将来の 目標

		現状値（R7）	目標値（R13）
目標1	計画相談支援利用者数	955 人	1,002 人
目標2	児童発達支援利用者数	149 人	163 人
目標3	グループホーム利用者数	81 人	90 人
目標4	就労継続支援等の利用者数	391 人	411 人
目標5	就労定着支援利用者数	27 人	40 人
目標6	一般就労への移行者数	7 人（見込）	10 人

将来に向けて みんなで できること

知る たとえば…

障がい（発達特性を含む）に関する社会的理解を深め、差別解消や虐待防止に向けた意識を一人ひとりが持つ。

交わる たとえば…

地域イベントや町内会の集まりに、障がいの有無にかかわらず共に参加し、交流しやすい環境づくりを心がける。

応援する たとえば…

障害者就労施設で作られた物品やサービスの購入に積極的に協力し、障がい者の自立と社会参加を応援する。

寄り添う たとえば…

身近にいる障がい者やご家族の困りごとに配慮し、地域で孤立することがないよう温かく見守る。

基本計画（案）

※本資料は内容確認用の文章案です。計画書（冊子）では、写真やイラスト等を用いてレイアウト・デザインを整える予定です。

基本目標１　まちづくり分野１-５　地域福祉

福祉課・こども課

地域福祉の“いま”

生活困窮者への専門的支援　①

平均年収(全国)　H12:461万円 → R7:487万円

消費者物価指数(CPI)　R2:100 → R7:112

困窮新規相談件数　R5:120件 → R7:92件(内、生活費、負債に関する件数6割)

物価高騰等の影響で生活困窮相談窓口のニーズが高まる中、債務問題の解決や生活設計の見直し、こどもの学習支援など、多岐にわたる複雑な相談に応じるための高い専門知識やスキルが必要とされています。

生活保護の周知と自立支援　②

保護の補足率(全国)　15～30%　　生活保護相談件数　R5:189件 → R7:174件

生活保護への抵抗感や理解不足から未利用世帯があると推測されるため、ためらわずに相談・申請できる周知を図るとともに、利用開始後も最低生活の保障にとどまらず自立助長を促す取り組みが必要です。

複合課題への包括的相談体制　③

総合相談窓口への相談件数　R4:119件 → R7:245件

ひきこもりやヤングケアラーなど複合的な課題を抱える世帯が増えているため、分野を超えた包括的な相談支援体制を構築し、専門機関と地域住民が連携して地域で互いに支え合う仕組みが求められています。

民生委員の確保と負担軽減　③

令和7年度一斉改選時、欠員数　43人

地域福祉における民生委員・児童委員の活動の重要性が増す一方で、一斉改選時の欠員など担い手不足が課題となっているため、人員の確実な確保や、活動に対する社会的理解の向上を進める必要があります。

市民参画による困窮世帯支援　①

フードドライブ寄付量　R4:1,102kg → R7:927kg

生活困窮世帯を支えるフードバンク活動やこども食堂等の団体との連携強化が必要な状況であり、これら民間の草の根活動への支援を通じて、地域福祉活動の活性化や市民参画の拡大を図ることが課題です。

切れ目ない子育て相談の充実　④

R6.4月にこども家庭センターを1箇所設置

こども家庭センターの窓口が定着しつつある中、相談内容の複雑化に対応するため、関係機関との連携や情報共有の質をさらに高め、早期発見や早期支援の取り組みを充実させる必要があります。

こどもの状況に応じた専門支援　④

児童発達支援利用者数　R5:125人 → R7:149人

放課後等デイサービス利用者数　R5:164人 → R7:204人

ことばとこころの相談室教育相談利用人数　R5:220人 → R7:230人

こどもの人口は減少しているものの、児童発達支援等の利用数は増加傾向にあるため、保育施設や学校等と緊密に連携しながら、一人ひとりのこどもや家庭の状況に合わせた専門性の高い支援が必要です。

※各項目の丸数字（①、②…）は、対応する「チャレンジ１、２…」を示しています。

将来に向けた チャレンジ

チャレンジ１　生活困窮者の自立支援

- 複合的な課題に包括的に対応するための相談窓口を設置し、相談支援体制の強化と関係機関との連携体制づくりを進めます。
- 就労準備支援や家計相談支援、学習支援など、当事者の状況に応じた支援を行います。
- フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携強化を図り、多様な状況にある生活困窮者への支援と複雑化する生活困窮などへの対応に向けて取り組みます。
- 学習支援やフートバンク支援等については、地域住民や関係団体等の積極的な活用を行い、市民との協働に向けた取り組みを行います。

チャレンジ２　生活保護制度の利用と自立助長

- 生活保護を必要としている人がためらわずに相談・申請できるよう、制度の周知や相談体制の改善を図ります。
- 生活保護利用世帯の実態に応じて、日常生活・社会生活など様々な視点から自立助長を支援します。

チャレンジ３　市民一人ひとりが地域福祉を支える体制づくり

- 全世代からのあらゆる相談内容を受け止め、的確に対応できるよう、重層的支援体制整備事業を推進し、関係機関・団体との相談体制の連携強化、包括的支援体制の強化を図ります。また、アウトリーチや参加支援事業などの伴走型支援を推進し、要支援者一人ひとりいれｍｋにマッチした支援につなげます。
- 民生委員の確保に向けて、地域住民や関係団体への理解促進と周知啓発を図るとともに、活動内容や意義について情報発信を強化し、社会的理解の向上を図ります。また、負担軽減を図るため、活動に対する支援制度の整備を進めるとともに、報告業務のデジタル化、オンラインによる情報共有、研修資料等の電子化など、ICTの活用による業務効率化を推進します。

チャレンジ４　こども・若者への支援

- 保健、医療、福祉、教育等の関係機関と情報共有や役割分担を図りながら、重層的な支援による相談支援機能の強化を図るとともに、訪問支援の充実や虐待予防の普及啓発を推進し、支援を必要とする家庭に対する早期かつ継続的な支援の充実を図ります。
- 保育施設や小中学校等への訪問、乳幼児健診などから支援を必要としているこどもを把握し、早期発見、早期支援に努めます。また、保育施設・学校・医療・保健師・福祉担当者など関係機関と連携しながら、児童発達支援センターやことばとこころの相談室などで、こどもや家庭の状況に応じた質の高い専門的な支援（発達支援・発音指導・親子関係についての支援・知能検査・発達検査など）を行います。

関連する個別計画

・地域福祉計画
・村上市こども計画

令和13年度に 目指す姿

誰もが孤立せずみんなで助け合い、
途切れない支援で安心して暮らせるまち

- 生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関との連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援を行います。
- 行政による支援に加え、地域住民や関係団体、事業者などがそれぞれの役割を担いながら、支え合う仕組みづくりの構築を目指します。
- 関係機関と連携し、地域における支え合いの体制づくりに取り組みます。

↓ ※この姿が実現すると

市民の実感

- 生活困窮時も専門的な相談や自立支援がすぐに受けられる
- ひきこもりなどを包括的窓口が受け止めて、寄り添ってくれる
- 福祉制度を気兼ねなく申請でき、自立に向けた支援がある
- 住民や事業者が役割を果たし、孤立させない支え合いがある
- 子供の状況に応じた身近な専門相談窓口があり、安心できる

将来の 目標

		現状値（R7）	目標値（R13）
目標１	アウトリーチと参加支援事業事業支援件数	４件	12 件
目標２	民生委員就任者数	142 人	178 人
目標３	世帯数に対する生活保護相談件数	7.9%	10.0%
目標４	こども家庭センター数	１カ所	充実させる
目標５	ことばとこころの相談室数	１カ所	充実させる

将来に向けて みんなで できること

参加する たとえば…
フードドライブへの寄付やこども食堂への参加など、物品の提供やボランティアを通じて、民間の草の根活動に協力する。

つなぐ たとえば…
ひきこもりやヤングケアラー、生活困窮など、周囲で複合的な悩みを抱える世帯に気づいた際は、行政の総合相談窓口などの専門機関へつなぐ。

支える たとえば…
地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動や社会的意義への理解を深め、その取り組みを地域全体で支える。

高める たとえば…
制度の枠にとらわれず、住民同士が日常の中で声を掛け合い、助け合う「支え合いの気運」を地域で高める。